

栃木県調達等からの暴力団員等の排除に関する合意書

(平成22年3月29日合意)

平成27年2月23日一部改正

栃木県が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託（建設工事に係るものを除く。以下「県調達等」という。）からの暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者をいう。）の排除を徹底するため、栃木県会計局長（以下「甲」という。）と栃木県警察本部刑事部長（以下「乙」という。）は、県調達等からの暴力団員等の排除の手続きについて、次のとおり合意する。

(趣旨)

第1条 この合意書は、県調達等からの暴力団員等の排除を徹底するにあたり、甲と乙が緊密に連携するために必要な事項について定めるものとする。

(入札からの排除)

第2条 甲は、競争入札に参加する資格を得ようとする者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項第3号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、別記様式第1号により乙の意見を聴くことができる。

2 乙は、前項の規定による照会があったときは、競争入札に参加する資格を得ようとする者が政令第167条の4第1項第3号の規定に該当するか否かを確認し、別記様式第2号により甲に意見を述べるものとする。

3 甲は、競争入札の参加資格者について、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（以下「措置要領」という。）別表第7号の措置要件に基づき指名停止を行おうとするときは、別記様式第3号により乙の意見を聴くことができる。

4 乙は、前項の規定による照会があったときは、参加資格者が措置要領別表第7号に該当するか否かを確認し、別記様式第4号により甲に意見を述べるものとする。

5 第3項による照会以外で、乙において、参加資格者が措置要領別表第7号に該当すると認める事実を確認した場合は、甲に対し、別記様式第5号により通知することができるものとする。

(通報義務等)

第3条 栃木県は、県調達等（ただし、栃木県財務規則第142条の規定に基づき契約書の作成を省略する調達等を除く。）において、契約の相手方（以下「契約業者」という。）が暴力団員等による不当要求又は不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該契約業者に対し、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び栃木県に報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付け、これを怠った場合の措置を講じるものとする。

2 甲と乙は、契約業者から当該契約に関して暴力団員等による不当介入の報告又は通報を受けたときは、別記様式第6号又は別記様式第7号により相互に通知するものとする。

3 乙は、契約業者が当該契約に関して暴力団員等による不当介入の通報等を怠ったと認めるときは、別記様式第8号により甲に通知するものとする。

4 乙は、暴力団員等による不当介入を受けた契約業者が、警察への通報等及び発注者への報告を行ったときは、その内容に応じて対処要領を教示するとともに、暴力団員等の違法・不当行為については迅速かつ的確な取締りを行い、さらに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出並びに当該契約業者及び栃木県職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲と乙は、本合意に係る個人情報を適切に管理し、当該個人情報は県調達等から暴力団員等の排除を行う目的以外の目的のためには使用しないものとする。

(その他)

第5条 この合意に疑義が生じたとき又はこの合意に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

附 則

この合意書は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この合意書は、平成27年3月1日から施行する。

以上のとおり合意した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月23日

甲 栃木県会計局長 川上 丈

乙 栃木県警察本部刑事部長 阿部 暢 夫